


資料2

# 事業所等運営に関する 基本的な事項について① (指定基準等)

GIFU CITY

1




## 人員基準の考え方

- ・児童発達支援(センター以外)、放課後等デイサービス  
(重症心身障害児を除く)

児童指導員、保育士、看護職員、機能訓練担当職員(=有資格者)を、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、専ら当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たる合計数が障害児の数が10人までのものは2以上とされています。

GIFU CITY

2




## 人員基準の考え方

- ・有資格者がその提供を行う時間帯を通じて必要  
=サービス提供時間

**【注意】**  
サービス提供時間中に行われる送迎、休憩時も有資格者2名が必要です

GIFU CITY

3



## 人員基準の考え方

(例) 営業時間 9時～18時  
サービス提供時間 10時～17時 での休憩の取扱い

	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18 (時)
サービス提供時間										
有資格者A(常勤)					休憩					
有資格者B(常勤)					休憩					
有資格者総数		2人	2人	1人	1人	2人	2人	2人		

↑ ↑

12時～14時にかけて有資格者が1人になってしまうためもう一人必要

GIFU CITY

4

## 人員基準の考え方

	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18 (時)
サービス提供時間										
有資格者A(常勤)				休憩						
有資格者B(常勤)					休憩					
有資格者総数		2人	2人	1人	1人	2人	2人	2人		

↓

	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18 (時)
サービス提供時間										
有資格者A(常勤)				休憩						
有資格者B(常勤)					休憩					
有資格者C(非常勤)										
有資格者総数		2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人		

休憩時間を補う人員(非常勤)を雇う等 GIFU CITY

5

## 人員基準の考え方

**【休憩の対応策】**

- ・休憩時間を補う人員(非常勤)を雇う
- ・勤務時間、サービス提供時間を工夫する 等


※送迎も同様の考え方です。

**【送迎の対応策】**

- ・有資格者以外で送迎を行う
- ・運転手を雇う
- ・サービス提供時間を工夫する 等

GIFU CITY

6




## 人員基準の考え方

・児童発達支援(センター以外)、放課後等デイサービス  
(重症心身障害児を対象とする場合)

- 1 嘱託医 1以上
- 2 看護職員 1以上
- 3 児童指導員又は保育士 1以上
- 4 機能訓練担当職員 1以上
- 5 児童発達支援管理責任者 1以上

GIFU CITY

7



## 人員基準の考え方

令和5年3月3日付け  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室 事務連絡  
「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、  
設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aに  
ついて」において、従前の解釈が変更となりました

GIFU CITY

8



## 人員基準の考え方

問3 放課後等デイサービス事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者は専従である必要があるのか。

(答)

○ 放課後等デイサービス事業所又は児童発達支援事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の人員配置基準については、特に従業者に専従要件を設けているものではないが、支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、児童指導員又は保育士、看護職員、及び機能訓練担当職員をそれぞれ1名以上配置する必要がある。

また、児童発達支援管理責任者を1名以上配置する必要がある。ただし、機能訓練担当職員については、支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯は置かないことができる。

○ なお、嘱託医については、その職務の性質上、支援時間帯において常に対応できる体制を整えておく必要がある。

GIFU CITY

9



## 人員基準の考え方

### 変更点

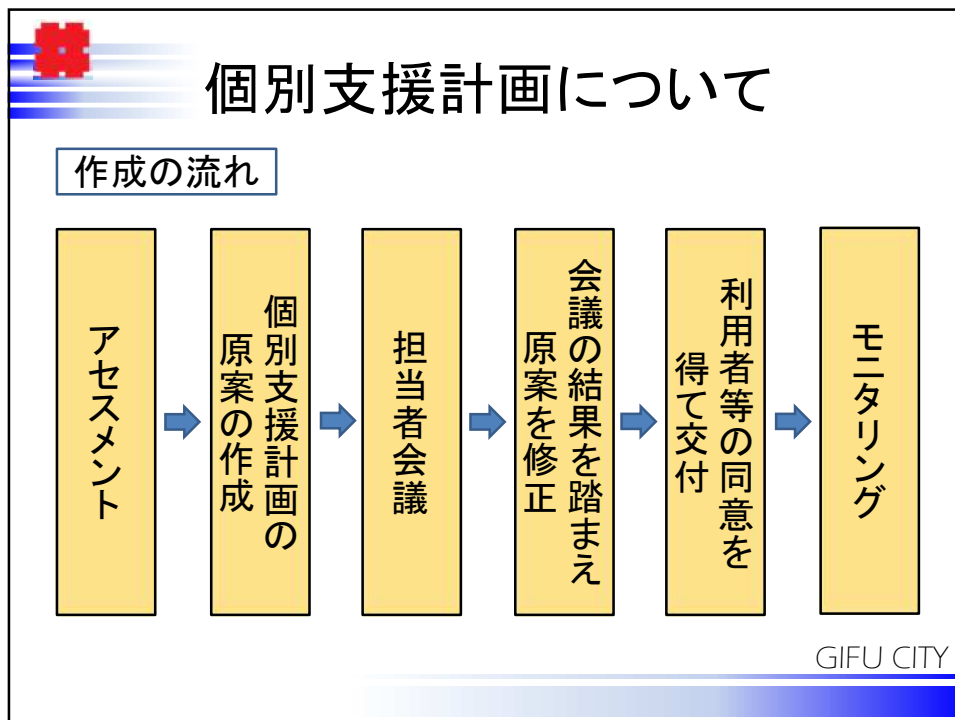
支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、児童指導員又は保育士、看護職員、及び機能訓練担当職員をそれぞれ1名以上配置する必要がある。

また、児童発達支援管理責任者を1名以上配置する必要がある。

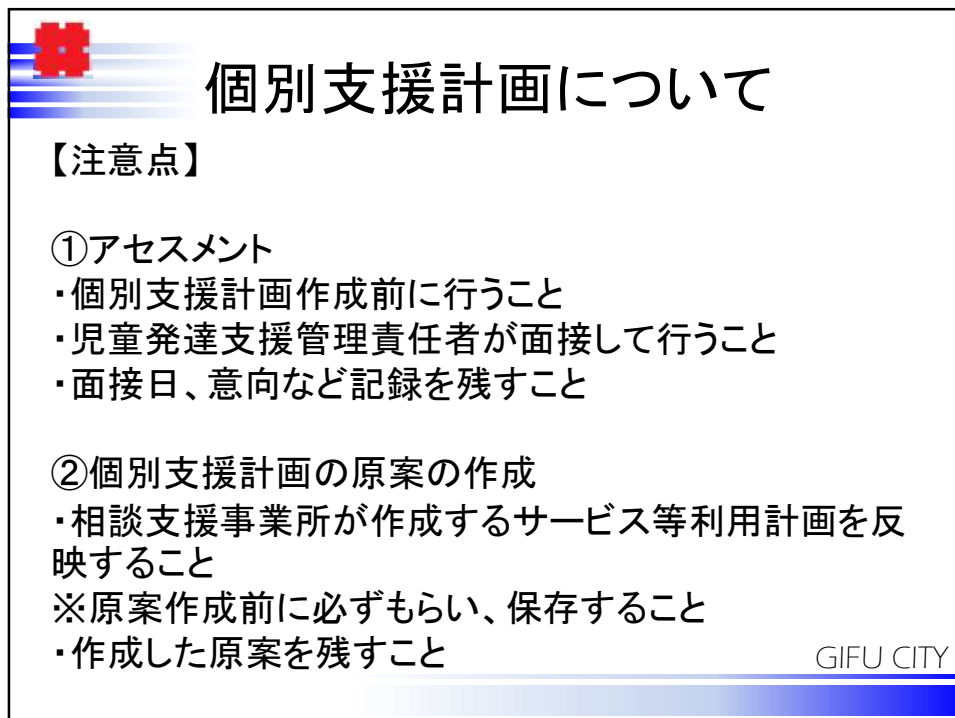
＝児童発達支援管理責任者はサービス提供時間帯を通じて配置する必要はなくなりました。

GIFU CITY

10



11



12



## 個別支援計画について

### 【注意点】

#### ③担当者会議

- ・支援に当たる担当者等を招集して会議を開くこと  
(テレビ電話装置等の活用も可)
- ・会議の記録(出席者、開催日等)を残すこと

#### ④会議の結果を踏まえ原案を修正

- ・原案に対する意見を記録し残すこと  
(原案に直接メモ、加筆したもので可)

GIFU CITY

13



## 個別支援計画について

### 【注意点】

#### ⑤利用者等の同意を得て交付

- ・保護者及び障害児に必ず説明をし同意を得ること
- ・文書により同意を得ること

#### ⑥モニタリング

- ・少なくとも6カ月に1回以上見直しを行うこと
- ・定期的に保護者及び障害児に面接すること
- ・記録を残すこと

GIFU CITY

14



## 運営上の注意点①

### (1) 運営規程について

- ・職員数、営業日・サービス提供日・営業時間等  
実態に合わせて適宜変更してください
- ※変更届が必要ですので遅滞なく提出ください
- ※職員数の書き方について、実数ではなく以上表記  
が可能になりました。

(例) 児童指導員 1名以上とした場合、人数の増減があっても運営規程の表記自体には変更がないため、変更届の提出が不要になります。

- ・掲示あるいは閲覧できる状態で置く必要があります。  
変更した都度、更新するようにしてください。

GIFU CITY

15



## 運営上の注意点②

### (2) 転倒、転落防止策について

- ・事業所内に設置しているロッカー、鍵付き書庫等  
倒れた場合危険なものは転倒防止対策を施して  
ください。
- ・重いものを高い箇所に置いている場合は、転落防止  
対策を施してください。

### (3) ヒヤリハット、苦情について

- ・細かなものも含め、記録を残すようにしてください。  
適宜、事業所内で共有し、再発防止に努めてください。

GIFU CITY

16





## 運営上の注意点③

- (4) 秘密保持の誓約、防犯カメラ等の同意について
- ・職員との秘密保持の誓約、防犯カメラ等を設置する場合の保護者の同意等、後々取っていないことが問題にならないように事前に取りるようにしてください。
  - ・原本は必ず事業所あるいは法人で保管してください。
- (5) 変更届、体制届等について
- ・市に提出する体制届や変更届等は、事業所内で必ずデータや紙で蓄積し、保存するようにしてください。
  - ・特に体制届については、請求の誤りにも繋がりますので、最新の体制を常に把握するようにしてください。

GIFU CITY

17



## 運営上の注意点④

- (6) 定員の遵守について
- ・やむを得ない事情を除き、原則定員を遵守してください。あくまで臨時的なものであり、慢性的に継続するものではありません。
  - ※減算にならない範囲であれば定員を超えても良いというわけではありません。
  - ※定員を超過する場合、やむを得ない理由等、必ず記録を残してください。
  - ・新型コロナウイルス感染症に係る柔軟な取扱いに変更がありました。今一度通知を読み返すなど、内容について把握した上で運営してください。

GIFU CITY

18



## 運営上の注意点⑤

### 【参考となる通知】

令和5年5月1日付け

【岐阜市】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

令和5年6月6日付け

【岐阜市】新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて

GIFU CITY